

# Tax News Flash

## #06/2024

---

### タイ内閣がノルウェーおよびオランダとの租税条約(DTA)の改正を承認

---

2024年12月24日、タイ内閣は、二重課税を排除し、脱税や租税回避の防止を目的とし、ノルウェーおよびオランダとの租税条約改正草案に署名することを承認しました。

タイは、すでにノルウェーやオランダを含む多くの国と租税条約(Double Tax Agreement、以下「DTA」)を締結しています。しかし、2017年に税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting、以下「BEPS」)の包摂的枠組みに加盟したことにより、タイは各国との条約をBEPSが定める最低基準に合わせる必要があります。

ノルウェーとオランダは、BEPS防止措置実施条約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting: MLI)を利用した改正ではなく、相互審査の上で改正を行う方法を選択しました。そのため、タイ財務省はBEPSの基準に準拠するための新たな条約を協議し、改正草案を作成しました。

改正草案は、いくつかの重要な点が以前の条約から修正されており、条約の不適切な利用を防止するための主要な目的の変更を含みます。これには、脱税や租税回避への対策、脱税の計画、軽課税国への利益移転、および両締約国で非課税への対応が含まれます。

これらの改正は、租税回避防止のためのより明確なガイドラインと強力な保護措置となり、DTAの整合性と有効性を向上させることを目的としています。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uzumi@pwc.com](mailto:atsushi.uzumi@pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) [toshikazu.n.nakao@pwc.com](mailto:toshikazu.n.nakao@pwc.com)

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) [shinya.m.muto@pwc.com](mailto:shinya.m.muto@pwc.com)

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) [tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com](mailto:tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com)

福井 情美 (0 2844 1321) [motomi.fukui@pwc.com](mailto:motomi.fukui@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。